

基発第0710003号  
平成20年7月10日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

「行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う労働者災害補償  
保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係の通達の整備  
について」の一部改正について

行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係の通達の整備について（平成17年3月30日付け基発0330001号）については、行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律第84号）の施行により、同法による改正後の行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）又は行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、行政庁が審査請求又は取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分の相手方に対し、当該審査請求又は取消訴訟の被告とすべき者、出訴期間等について書面で教示することとされたことに伴い、様式を定める通達について整備を行っているものである。

今般、労働保険事務組合への報奨金の支給決定等については審査請求をできる処分に当たらないことと整理したことから、当該通知について整備を行うものである。

については、改正の趣旨を十分に理解し、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

## 記

行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係の通達の整備について（平成17年3月30日付け基発0330001号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

- 行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係の通達の整備について（平成17年3月30日付け基発0330001号） 新旧対照表

## ●本文

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係の通達の整備について</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 徴収法関係通達の整備 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不服申立ての前置が定められていない場合 (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係の通達の整備について</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 徴収法関係通達の整備 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不服申立ての前置が定められていない場合 (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>ウ 平成16年5月19日付け基発0519002号の様式第5号(労働保険事務組合報奨金交付申請の件について)及び様式第6号(労働保険事務組合報奨金交付決定取消・交付額修正決定通知書)</u></p> <p>(3) (略)</p>

●別添1から28まで (略)

●別添29

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
別紙様式  適用事務様式14の2・15の2・15の3・17の2・20の2・21の2について共通	別紙様式  適用事務様式14の2・15の2・15の3・17の2・20の2・21の2 労働保険事務組合報奨金交付申請に係る様式第5号・様式第6号 } について共通

●別添30 (略)